

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書 令和3年度

社会福祉法人 幸友会
小倉はなかご保育園

株式会社フィールズ

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証第6号

目次

サービス第三者評価結果報告書

◆福祉サービス第三者評価結果の概要

- ① 評価機関
- ② 施設・事業所情報
- ③ 理念・基本方針
- ④ 施設・事業所の特徴的な取組
- ⑤ 第三者評価受審状況
- ⑥ 総評
- ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント
- ⑧ 第三者評価結果

◆第三者評価結果(共通評価)(別紙1A)

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

- I-1 理念・基本方針
- I-2 経営状況の把握
- I-3 事業計画の策定
- I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

- Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ
- Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成
- Ⅱ-3 運営の透明性の確保
- Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

- Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス
- Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

◆第三者評価結果(内容評価)(別紙2A)

A-1 保育内容

- A-1-(1) 全体的な計画の作成
- A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
- A-1-(3) 健康管理
- A-1-(4) 食事

A-2 子育て支援

- A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A-3 保育の質の向上

- A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

福祉サービス第三者評価結果 の概要

①第三者評価機関名

株式会社フィールズ

②施設・事業所情報

名称:	小倉はなご保育園
-----	----------

種別:	認可保育所
-----	-------

代表者氏名:	横山 真理枝
--------	--------

定員(利用人数):	60名(67名)
-----------	----------

所在地:	〒212-0054 神奈川県川崎市幸区小倉4丁目15番8号
------	-------------------------------

TEL/FAX:	TEL044-580-1001 FAX044-580-1002
----------	---------------------------------

ホームページ:	https://www.hanagago.ed.jp
---------	---

開設年月日:	2014年4月1日
--------	-----------

経営法人・設置主体:	社会福祉法人 幸友会
------------	------------

職員数

常勤/非常勤

常勤:16名

非常勤:8名

専門職員(名称)

園長:1名 主任:1名

看護師:1名 管理栄養士:1名

栄養士:2名

施設状況

保育室:6	トイレ:5
-------	-------

調理室:1	事務室:1
-------	-------

園庭:あり

③理念・基本方針

【保育理念】

家庭・地域・保育園の絆を大切にする～一つの大きな家族でありたい～

「心・技・体」を育み、子どもの個性と可能性を拓ける

(心) 優しい心、思いやる心、マナーと道徳心を育む

(技) 子ども達の様々な可能性を広げ、就学に向けて教育基礎を育む

(体) 食育と共に健康で丈夫な体づくりを行い、基本的生活習慣を育む

④施設・事業所の特徴的な取組

保育の基本方針にある(心)ではたくさんの日常生活や遊びを通して思いやりとマナーを学んでいけるよう取り組んでいます。自分の思いを話し、相手の思いにも気づく中で共に育ちあう関わりを大切にしています。また、遊びの中で異年齢児交流も取り入れ、関わりを通じてのふれあいを大切に、他者を思いやる心を育てています。

(技)専任講師による毎週の体操教室(2～5歳児)や隔週でのリトミック教室(1～5歳児)、絵画教室(3～5歳児)を取り入れ、一人ひとりの個性を伸ばしています。

(体)2歳児から食育活動を行い、本物の食材に触れながら『食』の大切さを体感できるようにしています。給食では栄養士が旬の食材を取り入れながらバランスを考えた献立を作成しています。追いかけてっこやドッジボールなどを十分に行える園庭では安全に子ども達の遊びを保証しながら、体づくりをしています。このような豊かな生活体験を通して基本的な生活習慣の確立へと導いていけるようにしています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間

契約日:令和3年6月11日

訪問調査日:令和3年11月9日

評価結果確定日:令和4年3月24日

受審回数(前回の時期)

1回(前回:2016年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

1)食育の大切さ

園の理念である『「心・技・体」を育み、子どもの個性と可能性を広げる』の「体」で「食育と共に健康で丈夫な体づくり」を掲げ、年間食育計画を立て、食育に力を入れています。事例として、ミニトマト、ピーマン、ヤングコーンなどの栽培をし、近隣の畑で掘ってきたサツマイモはクッキングで春巻きやいももちにして食べています。低年齢児クラスも食材に触れる機会を持っています。幼児になると、マナーについて、包丁の使い方、お米を研いで炊くなど基本を学ぶこともしています。さまざまな取組を通し、子どもたちは楽しみながら食への興味関心を広げています。

2)地域との活発な交流

地域との交流が活発な園です。園庭開放、交流保育などの子育て支援事業、高齢者を園に招いての敬老会、地域の人参加できる移動動物園、高齢者施設訪問、地域の畑での芋ほり、地域行事参加など積極的に地域との関わりを持っています。民生委員、主任児童委員との連携から地域の情報も得て園の保育に生かしています。コロナ禍が続いているため、控えている取組もありますが、子どもたちは様々な世代の人たちとの関わりを持ちながら地域の中で育っています。

3)保育の実施記録の適切な共有

子どもの発達状況や生活状況等を保育連絡用アプリケーションや書面で適切に記録し、職員間で情報共有する仕組みが整備されています。また、コロナ禍で懇談会等が開催できていない中、保護者へインターネットや書面を通じて、保育への取組やその時々の子どもの様子を細やかに伝えています。保護者もスマートフォン等を使って気軽に応答し情報共有をしています。

◇改善を求められる点

1)マニュアルの整備と周知

保育連絡用アプリケーションの活用により、園と保護者、職員間の連絡体制が構築され、コミュニケーションがスムーズである反面、基本となるマニュアルやガイドラインとする書面の改訂や職員への周知が不足する面もあります。運営基盤となる書面については、職員が参加しての見直しの機会を定期的に設け、保育業務への定着化を図ることが期待されます。

2)園としての自己評価の作成

指導計画での評価反省、職員個別の自己評価などに取り組んでいます。保育の質の向上に向けては事業計画だけでなく、保育所の自己評価を行うことで取り組むべき課題を明確にし、改善課題に対する対策を進められることが期待されます。

⑦第三者評価結果 に対する施設・事業所のコメント

事業者名： 小倉はなご保育園

開園後8年目となり2回目の第三者評価受審でした。保育や運営に関わる様々な点や組織についての振り返りを全職員が行う事が出来、それぞれについて改めて考える良い機会となりました。高い評価をいただいた「地域との活発な交流」については、結果に満足することなくコロナ禍でもできるさらなる取り組みを行い、保育の理念・基本方針である「家庭・地域・保育園の絆を大切にする」を基に子どもたちが健やかに成長していけるようにしていきたいと思います。また、改善すべき点も含め、今回、評価していただいた内容を真摯に受け止め、子ども達のために保育所職員が一丸となって質の高い保育の構築に努めていきたいと思います。

⑧第三者評価結果

(別紙1A)「第三者評価結果(共通評価基準)」、(別紙2A)「第三者評価結果(内容評価基準)」のとおり報告します。

公表については、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める既定様式で公表します。

(別紙1A)

第三者評価結果（共通評価基準）

* 全ての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。

* 評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者評価結果

1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
---	-----------------------------------	---

【判断基準】

a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。

b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。

c) 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。

- ☒ ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
- ☒ イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
- ☒ ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
- ☒ エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
- ☐ オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
- ☐ カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
- ☒ キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

<コメント>

運営法人3つの保育園共通の保育理念、保育方針で子どもの人権を尊重し、園の目指す方向、考え方を明文化しています。毎年職員に入園のしおりを配付し、読み合わせて確認をしていますが、更なる周知が必要と園長は考えています。理念・方針について保護者には園見学の段階から説明しています。入園説明資料による説明のほか、園内掲示でも周知に努めていますが、更に保護者の認知度を高めていくための検討が必要と考えています。今後の取組が期待されます。

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

第三者評価結果

2

I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

a

【判断基準】

- a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
 b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
 c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。

- ☒ ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
☒ イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
☒ ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
☒ エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

<コメント>

社会福祉事業全体の動向や各種福祉計画の策定動向と内容については法人が把握・分析をしており、園は法人の方針に基づき運営をしています。毎月の月次報告では、業務委託をしている経理会社からコンサルティングがあります。法人内の園長会や幸区の園長会で情報収集や現状の確認をしています。園が位置する地域での福祉に対する需要の動向として、今後も子どもの数・保護者像の変化、保育ニーズ、潜在的利用者に関するデータ等、課題の把握・分析の継続が望まれます。

第三者評価結果

3

I-2-(1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

b

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
 b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
 c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。

- ☒ ア 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
☒ イ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
☒ ウ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
☐ エ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

<コメント>

法人が収集・分析した事業所運営に影響のある重要な情報や課題は、法人内の園長会の中で定期的に園長に示されています。その後、運営に必要性のある内容に関しては職員会議などで報告し、重点改善課題として設定されていく体制があります。園周辺地域は建設中を含め、大型マンションがいくつもあるため児童の確保については安定が見込まれています。コロナ禍の影響による職員の急な欠勤のため、職員が不足した運営上の課題については今後も解決・改善に向けて取り組むこととしています。今後の取組が期待されます。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者評価結果

4

I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

C

【判断基準】

- a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していない、十分ではない。
- c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。

- ☒ ア 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
- ☐ イ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
- ☐ ウ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- ☐ エ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

<コメント>

現在、3～5年スパンで課外教室の充実など、安心して預けられる保育園、職員の育成・資質の向上、福利厚生の充実など、今後の中・長期的なビジョンを明確にするための検討を行っている段階です。中長期計画及び収支計画の策定が期待されます。

第三者評価結果

5

I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

C

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。

- ☐ ア 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
- ☒ イ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
- ☒ ウ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- ☒ エ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

<コメント>

昨年度の課題、理事会での話し合いなどを考慮した令和3年度の事業計画書がありますが、中・長期計画は現在検討中のため、それを反映したものになっていません。事業計画の内容は、保育目標や年間行事計画、職員研修計画、備品・遊具・玩具購入計画など単年度における事業計画内容が具体的に示されています。園長が法人の理事長であるため、適切な進捗状況の確認ができています。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

第三者評価結果

6

I-3-(2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

b

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。

- ☒ ア 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
- ☒ イ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
- ☒ ウ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
- ☒ エ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
- ☐ オ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。

<コメント>

事業計画の策定にあたり、一部の職員との話し合い、確認のうえ、園長が策定をしています。年度末には理事会で報告をしています。重要事項については職員を集めて説明をしていますが、保育内容でない経営面については職員間での検討が難しい場合があるので、事業計画の職員への周知・理解を促すための方法について今後の検討が必要であると考えています。

第三者評価結果

7

I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。

b

【判断基準】

- a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を保護者等に周知していない。

- ☒ ア 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
- ☒ イ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
- ☒ ウ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
- ☐ エ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

<コメント>

事業計画に基づいた園の保育や行事計画については、年度初めの懇談会で子どもの育ちなども含め、保護者に分かりやすく説明をしています。今年度はコロナ禍のため、懇談会は中止しました。代わりにクラスの様子や、1年間の目標、大切にしたいことなど詳細なクラスだよりで丁寧な説明をしています。コロナ収束後の取組の再開が望まれます。

I-4 福祉サービスの質の向上へ組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
---	---	---

【判断基準】

- a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
- b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
- c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。
- ☒ ア 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
 - ☒ イ 保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。
 - ☒ ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
 - ☒ エ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

<コメント>

指導計画作成、行事計画、全体の計画、人材育成等、保育の質の向上に向け、PDCAサイクルで取り組んでいます。年間指導計画、月間指導計画等の書式に自己評価欄があり、職員は保育の評価をし、園長、主任が確認をしています。評価結果を分析・検討する場として、職員会議、乳児会議、幼児会議、リーダー会議等があります。第三者評価は平成28年度に受審し、今年度が2回目です。保育の質の向上に向け、園としてまとめた自己評価の作成も期待されます。

第三者評価結果

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
---	---	---

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
- c) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。
- ☒ ア 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
 - ☒ イ 職員間で課題の共有化が図られている。
 - ☒ ウ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
 - ☒ エ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
 - ☒ オ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

<コメント>

事業計画の中で保育の質の向上に向けた園の方向性を示し、取り組んでいます。優先順位や予算等を考慮しながら職員間で課題となったことは会議等で検討し、改善に向け取り組んでいます。今年度はコロナ禍のため、職員体制が整わないことがありました。保育の質の向上に向けては事業計画だけでなく、園としての自己評価を行うことで取り組むべき課題を明確にすることも期待されます。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

第三者評価結果

10

Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

a

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。

- ☒ ア 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
- ☒ イ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。
- ☒ ウ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
- ☒ エ 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

<コメント>

園長は、法人の理事長の立場もあり、年度当初には法人および園をリードする立場として方針と取組目標や内容について全職員に伝えています。園長自らの役割と責任については保護者に配付する「重要事項説明書」で表明しています。園長の職務については職員に対し、年度初めに職務分担表を配付・説明をしています。園長が不在時は主任が園長不在時代行職員として役割を担うよう、役割についても職務分担表で明確になっています。

第三者評価結果

11

Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。

- ☒ ア 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
- ☒ イ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
- ☒ ウ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
- ☒ エ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

<コメント>

園長は運営法人の理事長として、新たな取組や法令などを職員に分かりやすく説明しています。公正な取引に関しては、保護者に配付する重要事項説明書の中で、取引事業者を公表しています。園舎はすべて神奈川県の木材を使用して建設するなど環境への配慮について十分理解をしています。さらに、他施設での不適切な事案などは川崎市の通達やニュース報道などを取り上げ、話し合いを重ねることで福祉に携わる職員としての心構え、行動につながるようにしています。

Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

第三者評価結果

12

Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。

a

【判断基準】

- a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。

- ☒ ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
- ☒ イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
- ☒ ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
- ☒ エ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
- ☒ オ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

<コメント>

園長は、主任と連携し、日々のクラスや職員の様子、指導計画や日誌の確認をしています。現状の課題を見つけて指導やアドバイスをすることはありますが、クラス運営に関しては担任に任せているほか、職員の得意を見つけ、力が発揮できる場の提供にも気を配り、保育の質の向上に努めています。職員会議等は各職員が発言しやすい環境をつくっています。また、園内研修のほか、一人ひとりのキャリアに合った研修や自らが学びたいと要望のあった研修への参加を勧めています。

第三者評価結果

13

Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

b

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。

- ☒ ア 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
- ☒ イ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
- ☐ ウ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
- ☒ エ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

<コメント>

園長は効果的・効率的な事務、休憩時間の確保、職員の残業の削減などを常に考え、業務の実効性を高めるよう配慮しています。子どもやクラスの様子を始め職員のスキルや全体のバランスを考慮しながら園長は組織体制作りをしています。会議では課題や改善に向けた方向性を示しています。ICT化を進め、記録はタブレット入力に切り替えたことで、記録時間の短縮効果が出ています。しかし、業務の実効性を高めるための休憩時間の確保について、職員間で協力をし合っていますが、一人担任の職員については課題が残ります。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。

第三者評価結果

14

Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的計画が確立し、取組が実施されている。

b

【判断基準】

- a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。

- ☒ ア 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- ☐ イ 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- ☐ ウ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
- ☒ エ 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

<コメント>

福祉人材の確保と育成については法人の考えに従っています。職員の採用については法人内の園長会で検討を行っています。現時点では、法人内3園とも安定した人材の確保ができています。園では管理栄養士、看護師、子育て支援専門職員の配置をしています。また、人材育成に向けたキャリアごとの研修計画があり、それに従い人材育成をしています。コロナ禍による、園の職員の急な欠勤が続くなど不測の事態にも備えた人材の確保については課題が残りますが、法人内の職員の応援を得る体制はあります。

第三者評価結果

15

Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

b

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。

- ☐ ア 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
- ☒ イ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- ☐ ウ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- ☒ エ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- ☒ オ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
- ☐ カ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。

<コメント>

法人の理念・方針にもとづいた「期待する職員像」の明確化はしていません。人事基準に関しては法人が定める人事規定や給与規定があり、職員に周知されています。園長は個別の面談・意向調査や各会議、日頃の会話から職員の意向や意見を把握し、改善につなげています。しかし、法人の考えで人事評価を職員に示す体制はなく、職員が自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりには至っていません。

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

第三者評価結果

16

Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

a

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。
- ☒ ア 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
 - ☒ イ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
 - ☒ ウ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
 - ☒ エ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
 - ☒ オ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
 - ☒ カ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
 - ☒ キ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
 - ☒ ク 福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

<コメント>

全ての職員が安心して働くことができ、職員のフォローにつながるようヘルスケアの目標を掲げ、「心の健康作り計画」を立てています。また、毎年職員アンケートの自由意見から職員の意向を把握しているほか、職員向けの苦情処理制度規程をつくり、苦情を申し立てやすいようにしています。その他ワーク・ライフ・バランスに配慮した育児休暇取得後の時短勤務、介護休暇取得などにも力を入れています。園長は主任とともに日々職員配置や体制を考慮し、コミュニケーションを密にしながら働きやすい職場作りに取り組んでいます。

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上にけた体制が確立されている。

第三者評価結果

17

Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。

- ☐ ア 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
- ☒ イ 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
- ☒ ウ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
- ☒ エ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
- ☒ オ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

＜コメント＞

法人の理念・方針にもとづいた「期待する職員像」の明確化はしていません。職員自身が目標設定シートで年間の目標を立て、具体的な取組や行動などを設定し、半期ごとに自身で振り返りをしています。職員の振り返りや目標達成度については主任が園長と話し合い、確認後のコメントを記載しています。

第三者評価結果

18

Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

b

【判断基準】

- a) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。

- ☐ ア 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
- ☒ イ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
- ☒ ウ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
- ☒ エ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
- ☒ オ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

＜コメント＞

運営法人の理念・方針にもとづいた「期待する職員像」の明確化はしていません。園では看護師、管理栄養士など専門資格を持った職員の配置をしています。園内研修のほか、一人ひとりのキャリアに合った研修や自ら学びたいと要望のあった研修への参加を勧めています。研修担当職員と主任が研修計画を立て、年度末に見直しをしています。

19

Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

a

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
 b) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
 c) 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。

- ☒ ア 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
☒ イ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
☒ ウ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
☒ エ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
☒ オ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

<コメント>

職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況は職員データや研修レポートの提出などでキャリアを把握しています。新卒対応職員には経験のある職員、主任等がフォローする体制があります。園内研修は手作り玩具、ケースカンファレンス、救急救命講習など、職員の職務や必要とする知識・技術の水準に応じた幅広い教育・研修が行えるようになっていきます。外部研修案内を周知するほか、職員が希望する研修に参加できるようシフトを調整しています。働き方に違いのある非常勤職員も外部研修、園内研修に参加できるように配慮をしています。

Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20

Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

b

【判断基準】

- a) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
 b) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
 c) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。

- ☐ ア 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
☒ イ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
☒ ウ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
☐ エ 指導者に対する研修を実施している。
☒ オ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

<コメント>

実習生対応マニュアルがありますが、実習生受け入れ、育成に関する基本姿勢の明文化はありません。実習指導者に対する研修は実施していません。実習生の受け入れをした時は、学生により部分実習や責任実習の機会を持ち、より実践に近い形で実習ができるようにしています。担当職員は、毎日実習生との反省会を設け、意見や質問に対応しています。

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者評価結果

21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。	a
----	-------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
 b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
 c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。

- ☒ ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
☒ イ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
☒ ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
☒ エ 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
☒ オ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

<コメント>

法人ホームページやワムネット、園パンフレットに基本方針や園情報を載せています。今回受審の第三者評価結果は後日公表します。苦情・相談の内容に基づく改善・対応の状況については連絡用アプリケーションで保護者に公表をしています。地域の福祉向上のための子育て支援の取組をチラシで案内をしたり、園外掲示で知らせたりしています。川崎市のイベント時は園のチラシを置いて情報提供を行っています。

第三者評価結果

22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
 b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
 c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。

- ☒ ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
☒ イ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
☒ ウ 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
☒ エ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

<コメント>

法人として適正な会計、経理の仕組みがあり、ホームページで公表をしています。事務・経理・取引に関しては、運営法人指定の公認会計士に委託をしており、内部監査も適正に行われています。園の事業・債務に関しては園長が毎月月次報告会にて状況報告をしています。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者評価結果

23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
----	--------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
- b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。
- ☒ ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
- ☒ イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
- ☐ ウ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
- ☒ エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
- ☒ オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

<コメント>

全体的な計画で地域との関わりを文書化しています。市や区からの地域の情報も適宜保護者に提供をしています。例年であれば子育て支援事業、敬老会、移動動物園、高齢者施設訪問などで地域の人々と子どもとの交流の機会が持っていますが、コロナ禍が続いているので、控えている取組もあります。収束後の再開が望まれます。

第三者評価結果

24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
----	--	---

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。
- ☒ ア ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
- ☒ イ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
- ☒ ウ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
- ☐ エ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
- ☒ オ 学校教育への協力を行っている。

<コメント>

ボランティア受け入れ規定があり、受け入れ趣旨を明文化していますが、マニュアルに関しての職員周知には至っておらず、見直しの必要性を園長は考えています。学校教育等への協力は全体的な計画の中で示しています。コロナ禍でボランティア受け入れや体験学習の受け入れは中止にしています。コロナ収束後の再開が望まれます。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

第三者評価結果

25

Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

b

【判断基準】

- a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。
- ☐ ア 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
- ☒ イ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
- ☒ ウ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- ☒ エ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- ☒ オ 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
- ☒ カ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

<コメント>

子ども・保護者の状況に対応できる関係機関(行政、病院、教育機関、児童相談所など)のリスト化や資料作成はしていません。園長会、幼保小連絡会のほか、自治会の賀詞交歓会、主任児童委員との懇親会に参加し、地域の情報を得ています。また、権利侵害が疑われる子どもへの対応については関係機関と連携していく体制があります。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

第三者評価結果

26

Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

a

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。
- ☒ ア 保育所(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
- ☒ イ 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- ☒ ウ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

<コメント>

地域の福祉ニーズ等を把握するための取組を積極的に行っています。コロナ禍で実現できない期間はありましたが、地域子育て支援開催の計画を立てる担当を決め、園庭開放や育児相談などを通じて地域の福祉ニーズの把握に努めています。幼保小の連絡会議や地域の高齢者施設の訪問、近隣の保育園、小学校との交流を通じて福祉ニーズの把握に努めています。また、民生委員、主任児童委員と話し合う機会においても地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めています。

27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
----	---	---

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
 b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
 c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。

- ☒ ア 把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
☒ イ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
☒ ウ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
☒ エ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組を積極的に行っている。
☐ オ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

<コメント>

把握した地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業や活動を行っていますが、地域の防災対策や被災時における福祉的な支援を必要とする住民の安心のための支援の取組は行っていません。移動動物園や敬老会に地域の住民を招待し、近隣の高齢者施設を訪問、園庭開放や育児相談、年長児交流会、ボランティアの受け入れなどを定期的の実施し、ホームページで情報提供をしています。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
 b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
 c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。

- ☒ ア 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
☒ イ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
☒ ウ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。
☒ エ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
☒ オ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
☒ カ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
☒ キ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
☒ ク 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

<コメント>

子どもを尊重した保育についての基本姿勢を理念や保育方針、保育目標として明示し、職員が共通の理解を持って実施するための取組を行っています。子どもの尊重や基本的人権への配慮について、職員会議で話し合い、研修を実施し、セルフチェックリストで振り返って確認しています。子どもが互いを尊重する心を育てるための取組を行い、保護者には懇談会や書面における伝達で理解を促しています。

第三者評価結果

29

Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。

b

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
- b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
- ☒ ア 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
- ☐ イ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
- ☒ ウ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。
- ☒ エ 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

<コメント>

子どものプライバシー保護に関することは個人情報管理マニュアルの中で示しています。保護者には入園時に説明をしています。職員は着替えやおむつ替え時の配慮、幼児のドア付き個室トイレの設置、夏の水遊び時の目隠しなど子どものプライバシーに配慮した保育を行っていますが、マニュアルの定期的な確認には至っていません。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

第三者評価結果

30

Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。

a

【判断基準】

- a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。

- ☐ ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
- ☒ イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
- ☒ ウ 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。
- ☒ エ 見学等の希望に対応している。
- ☒ オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

＜コメント＞

利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供しています。パンフレットは写真や図の使用等で分かりやすく、ホームページへのQRコードを掲載し、スマートフォンでもアクセスできます。コロナ禍で園内に入つての見学は見合わせています。ホームページをリニューアルし分かりやすい情報発信に努めています。区の子育てに関するお知らせや市役所のホームページでも情報を掲載しています。

第三者評価結果

31

Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。

a

【判断基準】

- a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
 - b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
 - c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。
- ☒ ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
 - ☒ イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
 - ☒ ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
 - ☒ エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
 - ☒ オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

＜コメント＞

保育の開始にあたって法人が定める様式に基づき、重要事項説明書、個人情報の公開について保護者等にわかりやすく説明を行っています。保育内容の変更についても、その都度事前に説明を行い、書面を配付するなど保護者がわかりやすいように工夫や配慮を行っています。また、特に配慮が必要な保護者への説明については接遇マニュアル等でルール化し、適正な説明を行っています。

32

Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。

b

【判断基準】

- a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
- b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
- c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。

- ☐ ア 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
- ☒ イ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
- ☐ ウ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

<コメント>

子どもの個人情報保護の観点から、園の変更があっても書面での引き継ぎは行っていません。情報提供には十分配慮し、必要がある時は行政を通じての情報共有が期待されます。転園や卒園児の保護者には園長・主任が窓口となって相談を受けることを口頭で伝えています。保育所等の変更に關しての手順は文書として定めていないので、保育の継続性に配慮した取組が期待されます。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上上に努めている。

33

Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その上上に向けた取組を行っている。
- b) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その上上に向けた取組が十分ではない。
- c) 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。

- ☒ ア 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。
- ☒ イ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
- ☒ ウ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。
- ☐ エ 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。
- ☒ オ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
- ☒ カ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

<コメント>

職員は日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めています。保育連絡用アプリケーションの利用により、保護者からのさまざまな要望をつかみ、全体的な内容には回答を配信しています。また、行事の後や年度の終わりに保護者からアンケートを取っています。クラス懇談会を年に2回開催し、保育参観や個人面談も実施して保護者からの意見を把握するよう努めています。把握した結果を検討し具体的な改善ができない場合もあります。今後の取組が期待されます。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

b

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。
- ☒ ア 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
 - ☒ イ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
 - ☒ ウ 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
 - ☒ エ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
 - ☒ オ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
 - ☒ カ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
 - ☒ キ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

<コメント>

「重要事項説明書」で苦情受付担当者を主任保育士、苦情解決責任者を園長、第三者委員を2名設置しています。第三者委員は児童委員で、園のことも十分知っており、園長とも話し合っています。玄関に苦情解決の仕組みを掲示し、下駄箱に意見箱を設置していますが投函は少なく、毎日使用している保育連絡用アプリケーションで意見などが出されています。苦情については口頭や文書で回答し、面談をした場合は記録をしています。解決を図った記録や解決結果の公表をしていないので、今後の仕組み作りの確立が期待されます。

35 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に周知している。

a

【判断基準】

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。
- ☒ ア 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
 - ☒ イ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
 - ☒ ウ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

<コメント>

保護者が相談したり意見を述べたりする時の方法や、相手を選択できる環境が整っており、保護者に伝えています。日々使用している保育連絡用アプリケーションの活用を呼びかけ、いつでも随時、相談を送信できる体制を整備しています。また、毎日の送迎時に保護者に声をかけ、相談や意見がある場合は会議室で面談を実施しています。

36

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

b

【判断基準】

- a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 保護者からの相談や意見の把握をしていない。

- ☒ ア 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
- ☒ イ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
- ☐ ウ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
- ☒ エ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
- ☒ オ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
- ☐ カ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

<コメント>

職員は日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、意見の傾聴に努めています。ほかに意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を把握する取組を行っています。保育連絡用アプリケーションを活用しての相談や意見、日々の会話での意見について主任・園長に報告し、対応について話し合い、保育連絡用アプリケーションで返信したり、降園時に直接話すなど迅速に対応をしています。相談や意見を受けた際の記録方法や対応策の検討等について定めたマニュアルが整備されていないので、対応マニュアルの整備が期待されます。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。

37

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

b

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。

- ☒ ア リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
- ☒ イ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
- ☒ ウ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
- ☐ エ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
- ☒ オ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
- ☐ カ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

<コメント>

リスクマネジメントの責任者は園長です。子どもの安心・安全な保育のための取組では、プール活動の始まる前に職員で確認を行うなど、リスクの多い場面の共有を行い、事故防止に努めています。マニュアルがあり、職員への研修も行っていますが、安全確保策の実施状況や実効性について、定期的な評価・見直しが行われていません。ヒヤリハットなど事例の収集をもとに発生要因を分析し、再発防止策を検討・実施する取組が期待されます。

第三者評価結果

38

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。

- ☒ ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- ☒ イ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
- ☒ ウ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
- ☒ エ 感染症の予防策が適切に講じられている。
- ☒ オ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
- ☒ カ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
- ☒ キ 保護者への情報提供が適切になされている。

<コメント>

感染症の予防と発生時の対応マニュアルを整備し、園の看護師が定期的に感染症の予防や安全確保に関するお知らせを「ほけんだより」で保護者に周知しています。また、玄関の「保健コーナー」でもお知らせを掲示しています。職員は園内研修で感染症について理解を深めています。新型コロナウイルスに関しては川崎市健康管理委員会の感染症マニュアルにより、全職員に周知し予防策を適切に講じています。

第三者評価結果

39

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

b

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。

- ☒ ア 災害時の対応体制が決められている。
- ☒ イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
- ☒ ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
- ☒ エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
- ☐ オ 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

＜コメント＞

災害時の対応体制を決め、「入園のしおり」で詳細に明記し、保護者に周知しています。毎月、さまざまな災害を想定して避難訓練を実施しています。緊急時の連絡方法は、伝言ダイヤル、保育連絡用アプリケーションでの配信、ベビーカー置き場横の園外掲示板で安否確認、連絡方法を示し、全ての職員と保護者に周知しています。食料等の備蓄品リストを作成し、備蓄を整備しています。地域の自治会や近隣住民等と連携協力する体制を強化し、避難訓練等を実施することが期待されます。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

第三者評価結果

40

Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。

a

【判断基準】

- a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
- b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。
- c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。

- ☒ ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
- ☒ イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
- ☒ ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- ☒ エ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
- ☒ オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

＜コメント＞

保育について標準的な実施方法を「保育園の一日」として文書化し、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる基本的な姿勢を示しています。標準的な実施方法については職員に配付し、パソコンでも閲覧することができます。保育の実践においては、園長、主任が日々クラスの様子を確認をしているほか、クラスでの話し合いや職員会議で、保育が一定の水準で行われているか、画一的なものになっていないかを振り返っています。今後も取組の継続が望まれます。

41

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

b

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。

- ☐ ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
- ☐ イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的の実施されている。
- ☒ ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
- ☒ エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

<コメント>

保育の標準的な実施方法である「保育園の一日」に関しては、検証や見直しに関する時期や方法が定められていませんが、保育の計画は、日、週、月、年単位で評価や見直しを行い、指導計画の内容が、標準的な実施方法にも反映する保育を実施しています。職員や保護者からの意見や提案を取り入れ、指導計画を更新していますが、指導計画の状況を踏まえながら、新たな技術や知識の導入を考慮に入れ、定期的に標準的な実施方法の見直しを行っていくことも期待されます。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

42

Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

a

【判断基準】

- a) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
- b) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
- c) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。

- ☒ ア 指導計画作成の責任者を設置している。
- ☐ イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
- ☒ ウ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
- ☒ エ 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
- ☒ オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
- ☒ カ 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
- ☒ キ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
- ☐ ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

<コメント>

入園前の面接で子どもの心身の状況や家庭の状況を把握しています。クラス担任が計画を作成し、主任が作成援助・点検を行い園長が確認しています。0～2歳児クラスは一人ひとりの発達状況に合わせて個別の計画を作成しています。栄養士・看護師とも協議をして方針を決めています。幼児クラスでは特に配慮が必要な場合には個別の指導計画を作成しています。日々の保育の中で子どもや保護者のニーズを把握し指導計画に生かしています。

第三者評価結果

43

Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

a

【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
- b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
- c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない
- ☒ ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
- ☐ イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
- ☒ ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
- ☒ エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
- ☒ オ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

<コメント>

入園時の提出書類及び入園前の面談で子どもの保育に必要な個別事情や保護者の意向を記録しているほか、子どもの発達や活動の様子状況把握を常に行っています。職員は自己の保育実践の振り返り・評価を指導計画に記載し、気づきや課題を次期計画に反映させています。クラス担任が作成した指導計画はパソコンやタブレットで閲覧可能ですが、評価・見直しによって変更した内容について関係職員への周知の強化は課題と考えています。今後の取組が望まれます。

第三者評価結果

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

44

Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

b

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。
- ☒ ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
 - ☒ イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
 - ☐ ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
 - ☒ エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
 - ☒ オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
 - ☒ カ コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

<コメント>

子ども一人ひとりの保育の実施状況を記録し、職員間で共有されています。子どもの発達状況や生活状況等を、統一した様式の記録用アプリケーションに入力したり、保育日誌等に記録し、指導計画に基づく保育が実施されているかどうかの確認をしています。園の情報の流れは明確で、必要な情報が的確に届く仕組みを整備しています。情報共有を目的とした会議を定期的開催しています。記録する職員によって、書き方に差異が生じないように今後も職員への指導等が期待されます。

第三者評価結果

45

Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

b

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。
- ☒ ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
 - ☒ イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
 - ☐ ウ 記録管理の責任者が設置されている。
 - ☐ エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
 - ☒ オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
 - ☒ カ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

<コメント>

子どもに関する記録の管理については運営規定等で定め、適切な管理を行っています。個人情報保護規程に沿って、記録の保管、保存、廃棄に関する取り決めをしています。電子データとしての記録は、アクセスするパスワードやIDの設定でセキュリティ対策をしています。職員に対してはタブレットの使い方として記録の管理方法の指導をしています。紙ベースの記録は鍵付きの戸棚で保管しています。個人情報の取り扱いについて、入園のしおりや重要事項説明書に明記し保護者等に説明をしています。タブレットの取り扱いについての定期的な確認で、記録管理のさらなる徹底が望まれます。

(別紙2A)

第三者評価結果（内容評価基準）

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成

第三者評価結果

A1	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
----	--	----------

【判断基準】

- a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。
 - b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。
 - c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。
- ☒ ア 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
 - ☒ イ 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
 - ☒ ウ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
 - ☒ エ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
 - ☒ オ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

<コメント>

全体的な計画は、児童憲章、保育所保育指針を踏まえながら、子どもの発達や生活の連続性を十分に考慮し、子どもの健全な育ちを中心に作成しているほか、保育理念・方針・保育目標を土台として作成しています。全体的な計画は、毎年年度末に見直しや確認の機会を作り、職員間で話し合い、それらを指導計画や保育等に反映しています。また、今年度はコロナ禍の影響があり、地域等への支援、地域行事への参加など計画通りに至っていない部分があります。次年度は、制限のある中でも可能な方法を検討することとしています。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果

A2	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
----	---	----------

【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
- c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。

- ☒ ア 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
- ☒ イ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
- ☒ ウ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
- ☒ エ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
- ☒ オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
- ☒ カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

<コメント>

保育室他、トイレや廊下といった共用部分の清掃は当番制で行い、チェック表を活用し、適切な衛生状態を保っています。保育室にはエアコン、加湿機能付き空気清浄機、扇風機、サーキュレーターなどを設置し、保育室の温湿度に気を付け、日々温湿度表に記録しています。新型コロナウイルス感染拡大対策の一環から、換気と消毒には特に気を配っています。窓がないトイレの臭い対策としては24時間の強制換気をしています。寝具は年4回業者委託で乾燥をしています。職員の声(大きさ、トーンなど)も大切な環境と考え、意識しています。保育室内は子どもの発達段階、動線、安全に配慮した環境構成をしています。子どもは6年間使用する自分のマークがあり、そのマークがついた椅子や机に座ることで落ち着くことができます。また、園舎2階のホールの一隅にある絵本の部屋、1階の低年齢児用の小さな遊び場所も子どもが落ち着いたり、くつろげる場所として使っていますが、保育室内で子どもがくつろいだり、落ち着ける空間作りをする必要があると考えています。検討が期待されます。

第三者評価結果

A3

A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。

a

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
- b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。

- ☒ ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
- ☒ イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
- ☒ ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
- ☒ エ 子どもの欲求を受け止め、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
- ☒ オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
- ☒ カ せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

<コメント>

入園時に保護者に提出をお願いした児童票・児童健康台帳や入園時の個別面談からの情報、入園後の子どもと職員の関わり、観察などから子どもを把握し、十分に尊重しています。低年齢児クラスは一人ひとりの発達にあった関わりに重点を置いて保育を行っています。幼児クラスは集団の中で一人ひとりの違いに配慮しながら、子どもの気持ちに寄り添っています。職員は全体を見ながらも、子どもの要望や欲求を受け止め、安心して生活ができるように努めています。子どもの思いに共感したり、言葉に表せない部分を代弁したり、甘えの気持ちも受け止めています。子どもの対応については職員間でフォロー合っているほか、全職員が情報共有に努めています。園内研修では、人権擁護のためのセルフチェックリストを用いた確認をしています。

A4

A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
- b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。
- ☒ ア 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
 - ☒ イ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
 - ☒ ウ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
 - ☒ エ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
 - ☒ オ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

＜コメント＞

子どもが基本的な生活習慣を身につけていくために、食事ではスプーンやフォークの持ち方を教え、箸は3歳くらいを目安に使い始めています。姿勢を保つことなど子どもの成長に合わせて伝えたり、援助しています。排泄や着脱なども自ら興味を持ったタイミングで声かけを行い、さりげない援助をしながら少しずつ成功体験を重ねることで自信を持てるように働きかけています。自分でできるがやりたくない、甘えたいといった気持ちも十分に受容しています。歯磨きはコロナ感染症対策の一環で中止し、うがいはせずお茶を飲んでいきます。文字が読めない年齢でも、自分のマークがあることで、物や場所が分かるようにしています。また、挨拶など職員が率先して手本を示したり、絵本、紙芝居などで基本的な生活習慣について分かりやすく説明をする機会も作っています。活動は静と動のバランスを考慮し、乳児の午前寝のほか、様子を見ながら適宜くつろぐ時間や休息時間を作るようにしています。基本的な生活習慣を身につけていくために園で心がけていることを保護者にも伝え連携をしています。

A5

A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

b

【判断基準】

- a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
- b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
- c) 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。
- ☒ ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
 - ☒ イ 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。
 - ☒ ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。

- ☒ エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。
- ☒ オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。
- ☒ カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。
- ☒ キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。
- ☒ ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
- ☐ ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
- ☒ コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

＜コメント＞

保育室のおもちゃ類は基本的にはロッカーに入れており、子どもの希望や遊びに応じて出し入れをしていますが、幼児クラスは廊下の棚にもおもちゃやブロックなどがあり、自分で取り出せるようにしています。幼児は外部講師を招いた体操教室、リミック、絵画造形教室を行っています。園庭遊びのほか、周辺散歩や公園など積極的に戸外へ出かけています。低年齢児クラスは1階にマット、すべり台、トンネルなどが出せる遊びのスペースがあり、活用しています。活動の前にはルールの説明や危険についてなど、子どもたちに話しています。夏祭りや運動会などの行事の時は異年齢の子どもが力や気持ちを合わせて活動ができるようにしています。制作時はさまざまな素材や道具を用意しています。園は地域支援事業をはじめとした地域交流活動が活発で、子どもたちは地域の中で育っています。長引くコロナ禍で控えている取組もありますが、収束後の再開が望まれます。

第三者評価結果

A6

A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ☒ ア 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。
- ☒ イ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。
- ☒ ウ 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。
- ☒ エ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。
- ☒ オ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。
- ☐ カ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

＜コメント＞

0歳児は、五感を育て、快い生活リズムを獲得して、快、不快を感じる、欲求を受け止めてもらえるなど職員とのしっかりとした愛着関係を作るようにしています。特に、0歳児クラスは月齢差での発達の差が大きいので同じ空間で過ごしても一人ひとりその状況にあった丁寧な関わりをしています。しかし、落ち着いた環境作りや発達に合ったおもちゃの用意などまだ課題があると捉えています。鏡やモビールなど子どもが好んだり興味を示す仕掛けをしたり、ハイハイや歩行が十分できるようにもしています。1階にマット、すべり台、トンネルなどが出せる遊びのスペースがあり、活用しています。離乳食は、家庭での摂取状況を確認しているほか、子どもの姿に合わせた飲み込みや咀嚼のできる食事を提供できるよう栄養士とも連携を密にしています。しかし、コロナ禍で懇談会が対面で行えなかったり、送り迎えを玄関対応としていた時期もあったりと、保護者とのコミュニケーション不足がありました。コロナ収束後の密な連携の再開が望まれます。

A7

A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開される よう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
 b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
 c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ☒ ア 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
☐ イ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
☒ ウ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
☒ エ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。
☒ オ 保育士等が、友だちとの関わりの中立ちをしている。
☒ カ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。
☐ キ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

＜コメント＞

子どもの自我の育ちを見守る保育を心がけ、子どもの興味ややりたい思いを受け止めながら、褒めたり励ましたりしています。探索活動が行える環境について配慮をしていますが、制限のある中での援助になってしまう場面があるので検討が必要と考えています。職員の言葉かけから、子どもの自発的な活動や友だちとの関わりなどが持てるようにしています。成長発達の過程に見られるかみつきやひっかきについては、子どもの動線に配慮をしたり、子ども同士の相性を観察したりしています。低年齢ではありますが、異年齢児の交流の中で他者を思いやる気持ちも育まれています。保護者とは個別の連絡帳のやりとりはありますが、コロナ禍で懇談会が対面で行えなかったり、送り迎えを玄関対応としていた時期があったりと、コミュニケーション不足がありました。コロナ収束後の密な連携の再開が望まれます。

A8

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開される よう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
 b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
 c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ☒ ア 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
☒ イ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
☒ ウ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
☒ エ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

<コメント>

子どもの主体性を大切にした保育の計画を作成しています。3歳児クラスは友だちや人の存在をしっかり意識できるよう、遊び方や環境設定に配慮をしています。4歳児クラスは集団の中で自分を意識することが増えてくるので、仲間の中の一人としての自覚を持ち、自主性や自立性を育むよう援助をしています。5歳児クラスは、集団としてのルールや生活環境への理解を深め、仲間の中で活動や生活での様々な経験を重ねています。4、5歳児クラスは、行事や当番活動の中で友だちと協力する大切さを身につけられるようにしています。子どもの就学先の小学校とは幼保小連絡会での連携のほか、入学前に保育所児童保育要録を送付しています。保護者とはコロナ禍で懇談会が対面で行えなかったり、送り迎えを玄関対応としていた時期もあったりと、コミュニケーション不足がありました。コロナ収束後の密な連携の再開が望まれます。

第三者評価結果

A9

A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

【判断基準】

- a) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
- ☒ ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
 - ☒ イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
 - ☒ ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
 - ☒ エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
 - ☒ オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
 - ☒ カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
 - ☐ キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要は知識や情報を得ている。
 - ☐ ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

<コメント>

障害のある子どもも安心して生活できるようにバリアフリーの保育環境を整え、保育の内容や方法を工夫して園全体で共通理解を持つよう努めています。発達に遅れがある子どもが通園している時には、市の発達相談員が巡回訪問し、相談を受けたりアドバイスをを行っています。障害の診断は受けていないが配慮を必要とする子どもが入所している時もあり、園全体で体制を整える努力をしています。現在、障害のある子どもは通園していませんが、職員研修などで必要な知識や情報を得ておくことや、保護者への障害のある子どもの保育についての理解を深める取組も期待されます。

A10

A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
- ☒ ア 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
 - ☒ イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
 - ☒ ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
 - ☒ エ 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。
 - ☒ オ 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
 - ☒ カ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
 - ☒ キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

<コメント>

それぞれの子どもの1日の生活を見通して、保育の内容や方法に配慮した取組を行っています。在園時間の長い子どもの、1日のおやつ・食事の量や内容などは保護者と情報交換しながら提供しています。引き継ぎ事項は「伝達表」に記入しサインをして、保護者や遅番の保育士へ伝え忘れがないように努めています。また、遅番は決まった職員体制になっているので、子どもたちには安心感があります。延長時間の過ごし方については、子どもがゆったりと過ごせるように職員間で話し合い、異年齢児の合同保育で危険のない玩具を選び、安全に過ごせるように配慮しています。

A11

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

a

【判断基準】

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
- b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
- c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。
- ☒ ア 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
 - ☒ イ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
 - ☒ ウ 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。
 - ☒ エ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
 - ☒ オ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

<コメント>

小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しています。3歳児から上履きを使用し、4歳児からハンカチをポケットに入れて持ち、5歳児は朝や帰りの会の司会・給食の配膳・昼寝前の部屋の雑巾掛け・布団敷き・亀のエサやりなど多くの当番活動を行っています。また、平仮名や数字を学び、昼寝を徐々に減らしています。さらに、小学校での授業に備えて人の話を正しい姿勢で聴く力を育むよう努めています。コロナ禍で小学校に行き意見交換ができない状況なので、年長の担任が情報収集し、小学校に向けての情報や生活リズムの説明を保護者に行っています。保育所児童保育要録は5歳児クラス担任が作成し、園長と主任が確認して小学校に提出しています。

A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

A12 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
- b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。

- ☒ ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
- ☒ イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
- ☒ ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
- ☒ エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
- ☒ オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
- ☒ カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
- ☒ キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
- ☒ ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

<コメント>

健康管理に関するマニュアルがあり、子どもの保健に関する計画を作成しています。健康状態は毎朝の保護者からの聞き取り、連絡用アプリケーション配信、担任や看護師の観察などで把握しています。子どもの体調悪化時は保護者に連絡して迎えに来てもらうようにしています。小さなけがなどについては、降園時に保護者に伝え、翌日様子を確認しています。一人ひとりの子どもの健康状態は、関係職員がアプリケーションで情報共有し周知しています。看護師は保健計画を作成し、毎月「はけんだより」で季節ごとの注意や園での取組を伝えています。「はなごだより」や「給食だより」でも子どもの健康に関する内容を伝えています。「入園のしおり」で乳幼児突然死症候群(SIDS)について保護者に詳しく説明し、職員も周知して予防策として睡眠時の呼吸チェックを実施し記録しています。

A13

A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

a

【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
- b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
- c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。

- ☒ ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
- ☒ イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
- ☒ ウ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

<コメント>

内科健診・歯科健診の結果を保育に反映しています。嘱託医による内科健診は、0、1歳児が隔月に、2～5歳児は年に2回行い、歯科健診は年に1回、身体測定は園の看護師によって月に1回行っています。健診等の結果は個別に保護者に伝え、「健康台帳」に記録し関係職員に周知しています。現在はコロナ禍で歯磨きを中止していますが、お茶をこまめに飲むようにして虫歯予防に努めています。また、子どもたちに対しては虫歯に関する紙芝居を見せるなどして虫歯予防の大切さを伝えています。さらに、骨の話や咳の話など体や病気についても子どもたちにわかりやすく伝える取組も行っています。保護者には、看護師が作成した「ほけんだより」を毎月配付して、その月の注意事項や健診の予定などを知らせています。

A14

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。

a

【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。

- ☒ ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- ☒ イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- ☒ ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- ☒ エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
- ☒ オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要は知識・情報を得たり、技術を習得している。
- ☒ カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

<コメント>

アレルギー疾患のある子どもに対して、厚労省のガイドラインをもとに、子どもの状況に応じた対応を行っています。入園時には園長・栄養士・担任と面談を行い、対応について説明しています。給食は色付きのトレイで柄のある食器にして提供し、厨房と担任のダブルチェックを行っています。アレルギー疾患のある子どもに関しては定期的に医師の診断を受けてもらい、状況の確認をしています。栄養士がアレルギーの研修に参加し、職員も研修でアレルギーについて学んでいます。それぞれの子どもの「個別指導計画」で、アレルギー対応が必要なケースは背表紙に明記して注意喚起しています。

A-1-(4) 食事

第三者評価結果

A15 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。

a

【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
- c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。

- ☒ ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
- ☒ イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
- ☒ ウ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
- ☒ エ 食器の材質や形などに配慮している。
- ☒ オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
- ☒ カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
- ☒ キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
- ☒ ク 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

<コメント>

園の理念である「心・技・体」の「体」のところで「食育と共に健康で丈夫な体づくり」を掲げ、食育に力を入れています。栄養士が年間食育計画を立て、年齢別の目標を策定し、担任が子どもたちに合う方法で取り組んでいます。毎月、栄養士と担任が話し合い、栽培、クッキング、マナーなどその時期に必要な食育活動を行っています。年長児は野菜を育てて食べることで、食に対する関心を深めています。陶器の食器を使用し、大切に扱うことなどを学んでいます。食べ終わった子どもがくつろげるコーナーをパーテーションで区切って作り、ゆっくり食べたい子どもはテーブルについて自分のペースで食べているクラスもあります。毎月「給食頼り」を保護者に配布して、その月の情報を伝えています。家庭での食の悩みも多く、担任がその都度保育連絡用アプリケーションなどで対応しています。

A16

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。

a

【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
- b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。

- ☒ ア 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
- ☒ イ 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
- ☒ ウ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
- ☒ エ 季節感のある献立となるよう配慮している。
- ☒ オ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
- ☒ カ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
- ☒ キ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

<コメント>

子どもがおいしく安心して食事ができるように、園の栄養士が献立を作成し、手作りの食事を提供しています。離乳食も個別の発達に応じた給食となっています。栄養士は毎日、食事の様子を見て回り、子どもたちとコミュニケーションを取りながら食の進み具合を把握しています。食事の様子は毎日給食日誌を記録し、調理形態などの参考にしています。「旬の食材を取り入れる」「行事の際に行事食を提供する」「その日の食材が身体を育むどのような栄養になるのかを考える」などの食育を行い、食べ物の大切さや季節感、食文化を伝えています。誤嚥の危険性を考慮し、餅や硬いナッツなどは提供せず、また食材に応じて調理段階で小さく切るなどの工夫をしています。コロナ禍で保護者参加の給食会は行っていないですが、玄関にその日の実物の食事サンプルを置いています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A17

A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
- b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。

- ☒ ア 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
- ☐ イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
- ☒ ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
- ☒ エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

<コメント>

コロナ禍により保護者懇談会や保育参加などの機会が減少しましたが、スマートフォンやタブレット、パソコンを使用して、保育連絡用アプリケーションにより、情報の配信、共有を行っています。0～2歳児クラスは個別の連絡を毎日配信、幼児クラスはクラスの活動を配信していますが、必要に応じて、個別の子どもの状況もそれぞれの保護者へ配信しています。毎月3回は写真も送信し、園での様子を伝えています。保護者からも保育連絡用アプリケーションで、気になることや家庭での様子を担任に伝え、共有すべき情報は関係職員間で「既読」のサインをチェックすることで確認できています。

A-2-(2) 保護者等の支援

第三者評価結果

A18 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援している。

a

【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
- b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
- c) 保護者が安心して子育てができるようになるための支援を行っていない。

- ☒ ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
- ☒ イ 保護者等からの相談に応じる体制がある。
- ☒ ウ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
- ☒ エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
- ☒ オ 相談内容を適切に記録している。
- ☒ カ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

<コメント>

毎日の送迎の際のコミュニケーションで、保護者との信頼関係を築くよう努めています。コロナ禍で直接の面談ができないこともありますが、必要に応じて電話や面談で相談に応じています。面談内容は記録に残しています。毎日のちょっとした相談や保育連絡用アプリケーションでのやり取りなどはタブレット端末に記録が残っています。相談を受けた職員が一人で抱え込まず、主任・園長と情報共有し、アドバイスを受けて適切に対応できるよう、体制を整えています。また、苦情・要望などに関する相談は園内と第三者委員による相談窓口を設置し、重要事項説明書に明記し体制を整えています。

A19

A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

b

【判断基準】

- a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
- b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
- c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。
- ☒ ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
 - ☒ イ 虐待等権利侵害の可能性があると感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
 - ☒ ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
 - ☐ エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
 - ☒ オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
 - ☒ カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
 - ☐ キ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

＜コメント＞

毎日必ず全身の観察を行い、家庭での虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように努めています。保護者の様子や家庭での養育状況などから虐待の恐れがある場合には、主任・園長に報告し、情報共有し協議しています。また、保護者から相談を受け、精神面で支援できるよう努めています。児童相談所等の関係機関との連携を図る取組を行なっています。職員に対して、虐待等権利侵害に関する理解を促すカンファレンスを行い、虐待等を発見した場合のマニュアルも整備していますが、全職員への周知が十分ではなく、マニュアルにもとづく職員研修の実施が期待されます。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

A20

A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。

b

【判断基準】

- a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
- b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
- c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）に取り組んでいない。

- ☒ ア 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。
- ☒ イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
- ☒ ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
- ☐ エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
- ☒ オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
- ☐ カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

<コメント>

日誌や週案、月案、年間指導計画の中で保育実践の振り返りを行っています。毎月の職員会議で、自己評価について学ぶ研修を行っています。評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮しています。年度初めに「自己分析シート」によって自分の得意、不得意を分析し、年度の途中で振り返りを行っています。1年間の振り返りの時には、次年度に向けた課題を明確化し、専門性の向上に繋げていけるようにしています。保育実践の振り返りは職員が個別に行うだけでなく、相互の話し合いを通じて、自分一人では気づけなかった課題の確認につなげていく協働の基盤を作ることも期待されます。さまざまな形で行っている自己評価を取りまとめ、保育所の自己評価をしていくことも期待されます。



株式会社フィールズ

〒251-0024 藤沢市鵠沼橘1-2-7 藤沢トーセイビル3F

TEL:0466-29-9430 FAX:0466-29-2323

A thick pink horizontal bar spanning the width of the page at the bottom.